

岡山県立総社南高等学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめに関する現状と課題
生徒は、将来の進路実現に向けて目標を設定し学習や課外活動（部活動等）に熱心に取り組んでいる。社会貢献活動は、いろいろと制約を受けるコロナ禍において、延べ800人の生徒が参加した。また、身だしなみ（服装 頭髪等）の校則を守り落ちついて学校生活を送っている。学校生活アンケートはタブレットからの入力方式にし、毎年定期に6月と11月の2回実施、アンケート内容は、「からかわれていやな気持ちになったことがある」等18項目を設定している。「yes」の回答数が数パーセントあるが、低水準を維持している。また、「yes」と回答した生徒には担任が面談をして内容を必ず確認し、年次および全教職員で周知し、大きなトラブルにならないよう配慮している。教員が、生徒の言動や些細なサインを見逃さないよう高いアンテナを張り見守っている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・年2回のアンケートに限らず、生徒が示す些細な変化を見逃さないように、生徒と触れ合う機会を多く持ち、年次や年次を超えて情報の共有を図る。 ・学習のみならず特別活動も充実を図る本校の方針に従って、授業やクラスでの活動、あるいは部活動・生徒会活動・地域に出かけて行う社会貢献活動等で、コミュニケーション能力や自己有用感を高め、互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくりを進める。 ・SNS等の利用について、校内研修や生徒や保護者への情報モラルについての教育を推進する。 <重点となる取組> ・SNS利用について、1年次生と保護者対象の講演会や校内研修会を実施する。 ・生徒情報交換により情報の共有を図るとともに、学校生活アンケート結果の分析と考察を行い、クラスや年次を中心とした対応で生徒が訴えやすい環境を整える。 ・STANDBYにより、いじめにつながる事案の早期の相談や対応に努め、トラブルやいじめ等の未然防止を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA役員会・評議員会を活用していじめについての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。 ・インターネット上のいじめ問題やSNS利用について、啓発のために生徒と保護者を対象に研修する機会を設ける。 ・HR活動や年次通信で、いじめ問題等に対する各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を行い、活用を促す。	いじめ問題対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取り組みの検証や方針の見直し。実態の分析と対応の検討。発生したいじめ事案への対応。 <対策委員会の開催時期> ・年4回開催（必要に応じて外部委員も参加） <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・委員会直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は、職員朝礼等で周知。 <構成メンバー> ・校外 心療内科医・PTA会長・カウンセラー・スクールサポーター等 ソーシャルワーカー等 ・校内 校長・教頭・主幹教諭・生徒課長・道徳 人権教育係 各年次主任・教育相談係・特別支援教育係・生徒課副課長・保健主事 全 教 職 員	① <連携機関> ・県教育委員会 <連携の内容> ・ネットパトロールによる監視 ・保護者支援のための専門スタッフ等の派遣 <学校側の窓口> ・教頭 ② <連携機関> ・総社警察署 ・総社市青少年育成センター <連携の内容> ・定期的な情報交換会議の開催 <学校側の窓口> ・生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	(情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、1年生と保護者に対して、新入生登校日にモラル及びマナーを守ったインターネット活用に関する啓発を行うとともに4月に生徒と保護者を対象に情報モラル講演会を実施する。 (教員研修) ・教職員の指導力向上の研修として、教育相談研修会や人権教育研修会でネット上のモラルやマナーに関する内容を含む研修を実施する。 (人間関係づくり) ・授業やHRでの活動、学校行事や部活動や社会貢献活動等で、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
② 早期発見	(実態把握) ・生徒の実態を把握するためのアンケートを6月と11月に実施し、日頃から生徒と触れ合う時間を生みだし、些細な変化に注意を払うことで早期発見を図る。 ・STANDBYにより早期の相談や対応に努め、いじめ等の未然防止を図る。 (相談体制の充実) ・相談・特別支援担当の教員と外部の専門家の活用を生徒と保護者に周知し、気軽に相談できる体制を整え、カウンセラーなど外部の専門家を積極的に活用する。 (情報の共有) ・定期の年次会議や臨時の職員会議等で日頃の生徒の情報や連携する外部機関からの情報が共有できる体制をつくる。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめの被害を受けたり、関与している可能性を発見したら、速やかにいじめの事実の有無を確認する。 (いじめへの組織的な対応) ・教員が一人で抱え込まず、関係する年次の生徒指導係や年次主任・教育相談係に報告する。その後は、対応を検討するためのいじめ問題対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめられた生徒の心のケアやその生徒が安心して学習やその他の活動が送れるよう万全の環境確保を図る。保護者には、家庭訪問等で正確な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する等、当該生徒及びその保護者を誠意をもって支援する。 (いじめた生徒への指導) ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。